明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（法務五五）　一

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一六九）　一

〔規　則〕

○労働委員会規則の一部を改正する規則（中央労働委二）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務六一八）　二

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較に係る共同研究に関する書簡の交換に関する件（外務四三一）　三

○院内がん登録の実施に係る指針を定める件（厚生労働四七〇）　四

○調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針を定める件（同四七一）　四

○がん登録等の推進に関する法律施行令第十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（同四七二）　五

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（厚生労働・環境四）　六

○保安林の指定をする件（農林水産二七〇八～二七一二）　六

○保安林の指定を解除する件（同二七一三）　六

○都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画の変更を認可した件（国土交通一一八七）　七

○平成二十七年十二月四日付けをもって土地の使用を認定した件（防衛二三一）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局二〇三）　八

○道路に関する件（中部地方整備局一四四～一四七）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕　八

内閣　財務省　経済産業省　八

〔皇室事項〕　九

〔資　料〕　九

平成二十七年十月中国際収支状況（速報）（財務省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

企業年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇

会社その他　一〇三

## 省　令

**○法務省令第五十五号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第三十一条の施行に伴い、法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十五日

法務大臣　岩城　光英

法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

**附　則**

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

**○厚生労働省令第百六十九号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百九十七条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百四十五条第一項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第一項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号イを次のように改める。

イ　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。）